

「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」実施要領

上記の委託について、下記のとおり公募型プロポーザルにより業者の選定を行う。

記

1 事業名称

コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託

2 目的

新宿区内に在住する15歳から概ね39歳までの若者に対し、コミュニケーション、生活力の向上、社会参加活動プログラムを提供し、就労等の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

3 業務概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター若年者等就労支援事業（新宿区新宿7丁目3番29号）における「コミュニケーション支援等プログラム」を実施する。

4 契約期間

令和3年4月5日から令和4年3月31日まで

5 委託料上限

¥5,327,000円（消費税等含む）

（上記金額は、別紙『「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」企画提案条件等（令和3年度）』の内容を履行するために必要な一切の経費を含む。）

6 企画条件

別紙『「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」企画提案条件等（令和3年度）』に沿い、業務実施にあたり必要な事項を企画提案する。

7 参加資格要件

参加資格は下記のとおりとし、公示日において全ての要件を満たしていること。なお、契約時までには下記の参加資格を欠いた場合は、契約しないことができる。

- （1）平成30年度から現在までの間に、子ども・若者支援事業、又は就労支援事業を1年以上行っていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号の適応を申請したものにあつては、同

- 法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適応を申請しものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (5) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (6) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要綱に該当していないこと。

8 スケジュール

内容	期限	注意事項
質疑受付締切	令和3年3月2日（火） 午後5時まで	質問票に記載の上、電子メールで提出すること。
質疑に対する回答期限	令和3年3月4日（木） 午後3時まで	ホームページに公開する。
プロポーザル参加届応募期限	令和3年3月5日（金） 午後5時まで	郵送又は持参
プロポーザル企画提案書応募期限	令和3年3月17日（水） 午後7時まで	郵送又は持参
書類審査	令和3年3月18日（木）	評価の高い参加事業者を3事業者程度選定する。なお、参加事業者が3事業者以下の場合は書類選考を行わない。
書類審査結果通知	令和3年3月19日（金） 以降通知予定	全ての参加事業者に選考結果を電子メールにより通知する。また、選定された事業者には面接審査の参集時刻及び開催場所を通知する。
面接審査（プレゼンテーション）	令和3年3月24日（水） 令和3年3月25日（木）	新型コロナウイルス感染症防止策としてオンラインによる実施可能性あり。
最終選考結果通知	令和3年3月29日（月） 通知予定	全ての面接審査参加事業者に文書で通知する（電子メール・郵送）

9 質疑

- (1) 質疑の方法 E-mail (sougou.soudan@sksc.or.jp)
※上記の「@」は「@」に置き換えて下さい。
- (2) 質疑の期限 令和3年3月2日（火）午後5時まで
- (3) 回答の方法 質疑内容及びその回答を財団ホームページより公開する。
- (4) 回答の期限 令和3年3月4日（木）午後3時まで

10 提出書類

- (1) 参加届等

本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、下記の書類を提出すること。なお、提出期限までに参加届等を提出していない場合は、企画提案書等を提出できない。

①提出期限 令和3年3月5日(金)午後5時 時間厳守

②提出方法 郵送または持参。

※郵送の場合は簡易書留で送付し、上記期限必着のこと。

③提出先 1 3を参照

提出書類	内容に関する留意点
参加届(1部)	様式1を使用すること。
参加要件に関する誓約書(1部)	様式2を使用すること。
参加要件に関する事業実績(1部)	様式3を使用すること。

(2) 企画提案書等

①提出期限 令和3年3月17日(水)午後7時 時間厳守

②提出方法 郵送または持参。

※郵送の場合は簡易書留で送付し、上記期限必着のこと。

③提出先 1 3を参照

提出書類	内容に関する留意点
企画提案書(8部※)	様式指定なし A4判横左綴じ ※8部の内2部は表紙に事業者名記載、6部は事業者名を記入しないこと。
見積書(1部)	様式4を使用すること。
積算内訳書(1部)	様式自由。様式4に添付すること。
登記簿謄本(1部)	発行から3か月以内のもの(コピー可)
事業者概要(1部)	様式5を使用すること。 法人・事業所パンフレット等を作成している場合は添付すること。

1.1 選定方法及び結果通知

(1) 一次審査(書類審査)

提出書類による書類審査を実施する。書類審査の結果、評価の高い参加事業者を3事業者程度選定する。なお、参加事業者が3事業者以内の場合は一次審査を実施しない。結果については全参加事業者に電子メールにて通知する。(令和3年3月19日(金)通知発送予定)

(2) 二次審査（面接審査）

企画提案書によるプレゼンテーション、質疑応答について評価基準に基づき審査し、本件委託業務において、最良な提案をし、当該業務の企画条件を十分に踏まえた実務遂行能力のあると認められる最適業者を選定する。

- ①開催日時 令和3年3月24日（水）又は25日（木）
※説明時間：30分（予定）、質疑時間：15分（予定）
- ②開催場所 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
（住所：新宿区新宿7丁目3番29号）
※新型コロナウイルス感染症の状況によりWEB会議ツール使用による面接審査に変更となる場合がある。
- ③内 容 各事業者から企画提案書の説明（プレゼンテーション）を受け、審査を行う。
▶説明では事業者名は用いないこと。
▶企画提案書の内容に沿って説明すること。
▶選考審査会においてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、企画提案書提出の際に財団に申し出ること。上記物品のうちパソコンについては、応募事業者において準備すること。
- ④審査結果 審査終了後、面接審査を受けた全事業者に書面にて通知する。

1.2 その他

- (1) 企画提案書は、返却しない。
- (2) 企画提案書の応募に関する費用については、応募者の負担とし、財団はいかなる費用も負担しない。
- (3) 不採用となった企画提案書は、選考審査終了後すみやかに破棄する。
- (4) 採用された企画提案書について、財団は採用となった事業者と協議のうえ変更することがある。
- (5) 本業務について、令和5年度まで年度毎に契約を更新することができる。

1.3 担当窓口

〒160-0022

東京都新宿区新宿7丁目3番29号（新宿ここ・から広場 しごと棟1階）

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

就労支援部 就労支援課 若年者等就労支援事業

TEL 03-3200-3311 FAX 03-3208-3100